

改修工事に伴う、文化の家開館時間の変更について

改修工事期間 平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日

- ・平成 29 年 6 月 1 日～ アートリビング開放（光のホール、展示室、生活工房除く）
- ・平成 29 年 7 月 1 日～ 全館オープン

○開館時間予定

- ・現在

午前 9 時から午後 10 時



- ・工事期間中（平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日）

午前 9 時から午後 7 時 30 分

※休館日に関しては、変更なし。

○長久手市文化の家条例施行規則

（開館時間）

第 3 条 文化の家の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。